

初等中等教育分科会教員養成部会運営規則（案）

平成十九年 月 日
教員養成部会決定

中央教育審議会運営規則（平成十九年二月六日中央教育審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、初等中等教育分科会教員養成部会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 初等中等教育分科会教員養成部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）、中央教育審議会運営規則及び初等中等教育分科会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（課程認定委員会）

第二条 部会に、次の各号に掲げる事項を分担させるため、課程認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一 教員免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める大学等の課程の認定（以下「課程認定」

という。)の審査に関する事項

二 課程認定を受けた大学等への実地視察に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、課程認定を受けた大学等の課程の水準の維持及び向上に関する事項

2 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

3 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員及び臨時委員の互選により選任する。

4 主査は、当該委員会の事務を掌理する。

5 主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員及び臨時委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委員会の議事及び議決)

第三条 委員会は、当該委員会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した当該委員会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数の時は、主査の決するところによる。

3 委員会が議決したときは、主査は、当該議事の経過及び結果を部会長に報告しなければならない。

(審議組織)

第四条 部会に、部会の決定により、審議組織を置くことができる。

2 第二条第二項から第五項まで及び前条の規定は、審議組織について準用する。

(会議の公開)

第五条 部会（課程認定委員会並びに前条の規定により設置された審議組織（以下「委員会等」という。）を含む。以下同じ。）の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

一 部会長の選任その他人事に関する事項を議決する場合

二 教員免許状の授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定に関する事項を審議する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、特別の事情により部会が必要と認める場合

(会議の傍聴)

第六条 部会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省初等中等教育局教職員課の登録を受けなければならない。ただし、部会の会議を傍聴することができる者は、当分の間、次に掲げるものとし

、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。

- 一 社団法人日本新聞協会に加盟する各社の記者 一社につき一人
- 二 社団法人日本専門新聞協会に加盟する各社の記者 一社につき一人
- 三 社団法人日本雑誌協会に加盟する各社の記者 一社につき一人
- 四 社団法人日本外国特派員協会に加盟する各社の記者 一社につき一人

2 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、部会が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。

3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（議事要旨の公表）

第七条 部会長（委員会等にあつては、委員会等の主査。以下同じ。）は、部会（課程認定委員会を除く。）の会議の議事の概要を記載した書類を作成し、これを公表しなければならない。

（会議資料の公開）

第八条 会議資料のうち、事務局が作成する施策の現状その他客観的事実に関する資料については、原則と

して公開するものとする。

2 審議の円滑な実施に影響が生じるものとして部会において非公開とすることが適当であると認める資料を除き、前項に係るもの以外の資料についても、可能な限り公開するものとする。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日(平成十九年 月 日)から施行するものとし、同日付をもって、初等中等教育分科会教員養成部会の会議の公開について(平成十七年三月四日教員養成部会決定)は廃止する。